5　ガスエンジン給湯器（ガスエンジンユニットが小出力発電設備であって、日本工業規格B八一一二に定める試験方法により測定した場合における総合効率が八十五パーセント以上のものであり、かつ、貯湯容量が九十リットル以上の貯湯槽を有するものに限る。）

6　エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第百六十七号）第二十一条第二号に掲げるエアコンディショナーのうち、日本工業規格C九九〇一に定める省エネルギー基準達成率が百十四パーセント以上のものに限る。）

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百四十号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十五項、第十八条の二十三の二第一項並びに第十九条の十一の三第一項及び第二項の規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する告示を次のように定め、第四条の規定による改正後のこの告示は、居住者が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項、第四十一条の三の二第一項若しくは第五項又は第四十一条の十九の三第一項若しくは第三項に規定する改修工事をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋（当該改修工事に係る部分に限る。）を平成二十六年四月一日以後にこれらの規定の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。

平成二十五年五月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十五項、第十八条の二十三の二第一項並びに第十九条の十一の三第一項及び第二項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を定める件の一部を改正する告示

第一条　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十五項、第十八条の二十三の二第一項並びに第十九条の十一の三第一項及び第二項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を定める件（昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号。以下「増改築等工事証明書告示」という。）の一部を次のように改正する。

本則中「第十八条の二十一第十四項」を「第十八条の二十一第十五項」に、「第二十六条第二十三項第一号」を「第二十六条第二十四項」に改める。

別表一の表中「行う第一号」を「行う第一号工事」に改める。

別表三①②の項中「第一号」を「第一号工事」に改める。

別表の備考三①㋑中「第26条第23項第一号」を「第26条第25項第一号」に改め、同②中「第26条第23項第二号」を「第26条第25項第二号」に改め、同③中「第26条第23項第三号」を「第26条第25項第三号」に改め、同④中「第26条第23項第四号」を「第26条第25項第四号」に改め、同⑤中「第26条第23項第五号」を「第26条第25項第五号」に改め、同⑥中「第26条第23項第六号に規定する修繕又は模様替（同条第24項の規定により読み替えられた同号に規定する修繕又は模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）」を「第26条第26項の規定により読み替えられた同条第25項第六号に規定する修繕又は模様替」に改め、「都市の低炭素化の促進に関する法律」の次に「（平成24年法律第84号）」を加える。

別表の備考三②㋺中「日本住宅性能表示基準」の次に「（平成13年国土交通省告示第1346号）」を加え、同㋩中「上記以外の第一号」を「上記と併せて行う第一号工事」に、「第26条第23項第一号」を「第26条第25項第一号」に改める。

別表の備考四中「第26条第23項第一号」を「第26条第25項第一号」に、「同項第六号に規定する修繕若しくは模様替（同条第24項の規定により読み替えられた同号に規定する修繕若しくは模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）」を「同条第26項の規定により読み替えられた同条第25項第六号に規定する修繕若しくは模様替」に改める。

別表の備考五㈠㋑中「第26条第23項第一号」を「第26条第25項第一号」に改め、同㋺中「㋺　補助金等」を「㋺　第一号工事～第六号工事に係る補助金等」に改め、同㋩中「「第一号工事」を「①第一号工事」に改める。

別表の備考五㈡㋑中「「㋺　高齢者等居住改修工事等に要した費用の額等」を「「㋺　高齢者等居住改修工事等の費用の額等（二％控除分）」」に、「の費用の額」を「に要した費用の額」に、「の費用の額等（二％控除分）」を「に要した費用の額」に改め、同㋺中「「イ　補助金等」を「「イ　特定断熱改修工事等に係る補助金等」に改め、同㋩中「一～六」を「一～四」に改める。

別表の備考六中「第26条第23項第一号」を「第26条第25項第一号」に、「同項第六号に規定する修繕若しくは模様替（同条第24項の規定により読み替えられた同号に規定する修繕若しくは模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）」を「同条第26項の規定により読み替えられた同条第25項第六号に規定する修繕若しくは模様替」に改める。

第二条　増改築等工事証明書告示の一部を次のように改める。

別表一㈠第六号工事（省エネ改修工事）の項中

地域の区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
1	1地域	2	2地域	3	3地域	4	4
4	5地域	6	6地域	7	7地域	8	8

を

地域区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
1	1地域	2	2地域	3	3地域	4	4
5	Ⅴ地域	6	Ⅵ地域				

に改める。

別表一㈡特定断熱改修工事等（省エネ改修工事：二％控除分）の項、同表断熱改修工事等（省エネ改修工事：一％控除分）の項及び同表一③一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）の項中「地域の区分」を「地域区分」に、「1　Ⅰ地域　2　Ⅱ地域　3　Ⅲ地域」を「1　1地域　2　2地域　3　3地域　4　4地域」に、「4　Ⅳ地域　5　Ⅴ地域　6　Ⅵ地域」を「5　5地域　6　6地域　7　7地域　8　8地域」に改める。

別表の備考三①⑥中「（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第三号。以下「建築主等の判断の基準」という。）別表第一に掲げる地域の区分におけるⅥ地域」を「（エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第一号。以下「建築主等の判断の基準」という。）別表第四に掲げる地域区分における8地域」に、「「地域の区分」を「「地域区分」に、「別表第一に掲げる地域の区分のいずれに」を「別表第四に掲げる地域区分のいずれに」に改める。

別表の備考三②㋺、㋩及び同③㋺中「別表第一」を「別表第四」に、「Ⅵ地域」を「8地域」に改める。

第三条　増改築等工事証明書告示の一部を次のように改める。

本則中「若しくは第四項」を「若しくは第五項」に改める。

別表の備考三②㋺及び㋩中「第四項」を「第五項」に改める。

第四条　増改築等工事証明書告示の一部を次のように改める。

本則中「第二項の規定」を「第三項の規定」に、「第十九条の十一の三第一項から第四項まで」に「第二十六条の五第九項」を「第二十六条の十一十八の五第八項」に、「同条第十一項」を「同条第十一項若しくは第十二項」に改める。

別表一の表以外の部分中「実施した工事の種別」を「実施した工事（平成26年四月一日以降に居住の用に供するものに限る。以下二及び三において同じ。）の種別」に改める。